

宮津市公報

平成21年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目 次

規 則

- 11 指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 …………… 1

告 示

- 70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 1
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 1
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 2
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 2
74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 2
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 3
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 3
77 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 3
78 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 …………… 4
79 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 …………… 4
80 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動 …………… 5
81 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 …………… 5
82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 …………… 5
83 し尿くみ取り券並びに大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収
及び収納の事務委託 …………… 5
84 宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱 …………… 6
85 宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱 …………… 6

公 告

- 10 宮津市営住宅の入居者の公募 …………… 6
11 公示送達 …………… 7
12 農用地利用集積計画の縦覧 …………… 7

水 道 企 業

《告 示》

- 13 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …………… 8
14 宮津市指定給水装置工事業者の指定 …………… 8
15 宮津市指定給水装置工事業者の変更 …………… 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 …………… 8

農業委員会

〈告示〉

4 宮津市農業委員会総会の招集 9

規 則

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「第115条の11第1項及び第115条の20第1項」を「第115条の12第1項及び第115条の22第1項」に改める。

第3条中「第78条の5、第115条の14及び第115条の23」を「第78条の5第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項」に、「事業の廃止、休止又は」を「休止した事業の」に、「廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第78条の5第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書によるものとする。

第4条中「第78条の7」を「第78条の8」に改める。

第6条中「第78条の10、第115条の18及び第115条の27」を「第78条の11、第115条の20及び第115条の30」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 城崎 賢
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年4月9日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 北 仲 英 作

3 変更年月日 平成21年2月15日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成21年4月9日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 中津自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 大 江 勝

3 変更年月日 平成21年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成21年4月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 島陰自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 宮 下 昭 久

3 変更年月日 平成21年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成21年4月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 里波見自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 小林 豊

- 3 変更年月日 平成21年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年4月10日

宮津市長 井上 正 嗣

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 谷口 清 貴
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年4月10日

宮津市長 井上 正 嗣

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 田中 一 雄
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年4月10日

宮津市長 井上 正 嗣

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 井野 義 章
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成21年4月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第78号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成21年4月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後6月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成21年4月15日（水）	平成21年10月21日（水）
平成21年5月20日（水）	平成21年11月18日（水）
平成21年6月17日（水）	平成21年12月16日（水）
平成21年7月15日（水）	平成22年1月20日（水）
平成21年8月19日（水）	平成22年2月17日（水）
平成21年9月16日（水）	平成22年3月17日（水）

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第79号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成21年4月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 1期追加 1期初回接種（3回）後6月以上経過し、生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1期初回 20日から56日までの間隔において3回接種
1期追加 1期初回（3回）接種後6月以上の間隔において1回接種
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日

平成21年4月16日(木)	平成21年10月15日(木)
平成21年5月7日(木)	平成21年11月6日(金)
平成21年5月29日(金)	平成21年11月27日(金)
平成21年6月19日(金)	平成21年12月18日(金)
平成21年7月14日(火)	平成22年1月12日(火)
平成21年8月4日(火)	平成22年2月4日(木)
平成21年8月27日(木)	平成22年2月26日(金)
平成21年9月17日(木)	平成22年3月25日(木)

7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第80号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成21年4月24日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第91号

- (1) 名称 有限会社日川設備
 (2) 所在地 (変更前) 福知山市字堀1714番地の1
 (変更後) 福知山市和久市町165番地の3

* * *

宮津市告示第81号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成21年4月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第110号

- (1) 名称 高見設備株式会社
 (2) 所在地 福知山市夜久野町千原590番地
 (3) 代表者 代表取締役 中野豊大
 (4) 指定期間 平成21年4月28日～平成25年12月31日

* * *

宮津市告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 渡邊和美
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年4月28日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第83号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条1項の規定により、し尿くみ取り券並びに

大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成21年5月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成21年5月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者
<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第84号
宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成21年5月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱
宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱（平成18年告示第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第115条の39」を「第115条の45」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第85号
宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成21年5月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市包括的支援等事業実施要綱（平成18年告示第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「第115条の38第1項第2号」を「第115条の44第1項第2号」に改める。
第3条中「第115条の39第1項」を「第115条の45第1項」に、「宮津市役所福祉室内」を「宮津市役所健康福祉室内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第10号
宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。
平成21年4月3日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公募する住宅
宮村団地

(1) 住宅の概要

所在地	家賃（月額）	戸数	規格
宮津市字宮村	40,000円	2	3DK

(2) 入居者の資格

- 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 現に市町村税を滞納していないこと。

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

みやづ城東タウン（若者向け住宅）

(1) 住宅の概要

所在地	家賃（月額）	戸数	規格
宮津市字惣	39,000円	3	3DK

(2) 入居者の資格

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

主たる生計者が40歳未満であること。

現に市町村税を滞納していないこと。

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(3) 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

2 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備え付けてある、各住宅の「入居者募集案内書」に添付の「入居申込書」により申し込んでください。

3 申込みの期間及び場所

(1) 期 間 平成21年4月6日（月）から平成21年4月17日（金）まで

(2) 場 所 宮津市建設室建築住宅係

4 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

5 入居時期 平成21年5月1日（予定）

* * *

宮津市公告第11号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室収納係に保管してありますから、来庁の上受領してください。

平成21年4月7日

宮津市長 井上正嗣

（以下掲示済）

* * *

宮津市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成21年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成21年4月15日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成21年4月15日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

水道企業

〈告 示〉

宮津市水道告示第13号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年4月13日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S09111号

- (1) 名 称 島崎組
- (2) 所在地 宮津市字江尻337番地の26
- (3) 代表者 島 崎 季 次

* * *

宮津市水道告示第14号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年4月28日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S09112号

- (1) 名 称 高見設備株式会社
- (2) 所在地 福知山市夜久野町千原590番地
- (3) 代表者 代表取締役 中 野 豊 大

* * *

宮津市水道告示第15号

宮津市指定給水装置工事事業者から変更届を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年4月28日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定S08100号

- (1) 名 称 パナソニックテクニカルサービス株式会社
- (2) 代表者 (変更前) 代表取締役 坂 東 弘 之
(変更後) 代表取締役 古 市 寛 治

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第11号

平成21年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年4月10日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年4月22日（水）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年4月6日

宮津市農業委員会

会長 森 川 耕一郎

- 1 日 時 平成21年4月14日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第8号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議第9号 農地法第4条の許可申請に係る意見について
 - 議第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議第11号 非農地証明について